

令和5年2月18日

1・2年生保護者各位

岡崎市立新香山中学校
校長 小田 哲也

令和5年度以降における新型コロナウイルス感染症による学校給食費の取り扱い
について（通知）

向春の候、日頃は本校教育にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

このことについて、令和5年2月15日付で、岡崎市教育委員会より通知がありました。新型コロナウイルス感染症のため、学校の臨時休業等のため給食を提供できなかった場合及び児童生徒が出席停止となった場合の学校給食費の通知です。

つきましては、令和5年度以降は、下記の通り取り扱いをしますので、ご承知おきください。

記

1 給食費の請求

- ・児童生徒が感染者及び濃厚接触者となった期間も請求を行う。ただし、学校・学年・学級閉鎖となった場合は請求しない。

※季節性インフルエンザと同様の取扱いとする。

2 理由

国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを5類感染症に変更することが決定されたため。

3 適用開始日

- ・令和5年4月1日

（連絡先：岡崎市立新香山中学校 教頭 石原 昌仁 Tel 45-2026）